

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山陽小野田市長 藤田 剛二

市町村名 (市町村コード)	山陽小野田市 (35216)	
地域名 (地域内農業集落名)	埴生地区(小埴生・大持) (角野・小埴生・大持・大木・中市)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月24日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大持集落については、圃場整備が実施されているが事業完了から40年近い年数が経っているため、水路等が老朽化しており、営農に支障をきたしている箇所がある。また、担い手が不在となりその後の農地について地域で引き継ぎつつ、将来に向けて地域で話し合いを重ねている。
 小埴生集落については、概ね耕作されているが、耕作されていない農地も散見され、後継者がいないため、担い手の確保・育成が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

大持集落については、水路等の農業インフラを改修し、営農しやすいように整備していく。また、営農組合が存在するが、その組織の強化(法人化)が可能であれば、検討していきたい。
 小埴生集落については、後継者がいない農地が多いため、地域内外から担い手や新規就農者の確保に努め、実際の農地として利用することが難しいところについては、粗放的な利用も検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.77 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.77 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域の検討を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手の確保ができれば、水路改修等の必要な整備をしていきたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA山口中央会が行っている農作業アルバイト(アグポソ)や草刈りアルバイト(アグカリ)を必要に応じて活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防護柵を設置するとともに、柵の管理や被害状況の確認等の体制を整える。
- ⑩水路や農道等を必要に応じて、計画的に改修していく。